

集落農業の維持・発展を目指した 農地利用調整の体制づくり

東近江農業普及指導センター

【普及活動のねらい・対象】

近江八幡市野村町は、水田面積 234ha、地主 200 名、耕作者 60 名、認定農業者 9 名の、県下最大規模の集落です。その内、大規模な法人（各 150ha）は 2 戸あります。当町では小規模耕作者の高齢化により、急速に町内個別認定農業者へ農地が集積していましたが、農地受委託の調整組織がなく、地主と耕作者の相対で農地が賃借されていました。このような状況の中、平成 28 年夏の近江八幡市農業関係機関担当者会議で、野村町を支援の重点集落とすることを決定し、町内農業を支える農地利用調整の体制づくりを支援しました。

【普及活動の経過と内容】

平成 28、29 年度には当センター、市、JA で認定農業者の聞き取りを行い、認定農業者会議の開催を支援し、全耕作者・地権者アンケートの実施を誘導しました。その結果、今後離農者が急激に増えることが明らかになったため、農地利用調整の準備委員会、平成 30 年度には利用調整組織の設立を支援しました。設立後は離農者農地の利用調整方法や、組織の活動方針を提案し、認定農業者による人・農地プランづくりを支援しました。



写真 野村町農業を未来へつなげる会での話し合い

【普及活動の成果】

平成 30 年春には、自治会、農業関連団体、認定農業者代表、地主代表計 20 名により、野村町の農地受委託窓口として「野村町農業を未来へつなげる会」が設立されました。平成 30 年度には、担い手間の農地が 7 ha、令和元年度には 20ha 以上調整されるなど、今後 10 年先に向けての体制づくりができました。

さらに、担い手 8 戸の十分な話し合いの下、集落農業の方向性が包括された「野村町人・農地プラン」が策定され、「野村町農業を未来へつなげる会」の了承により、集落への周知が図られました。

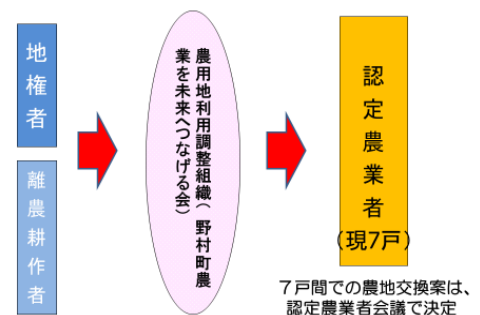


図 野村町での農地の利用調整（H31.1～）

◎対象者の意見

農用地利用調整組織である本会の設立、設立後の受委託農地の調整や担い手との話し合いによるルール作りなど、適切な助言をいただき、将来の集落農地を守っていける体制づくりができた（野村町農業を未来へつなげる会会長）。